

第十三回国会  
衆議院  
地方行政委員會議録  
第六十号

昭和二十七年六月三日(火曜日)  
午前十一時五十七分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 河原三郎君 理事 野村專太郎君  
理事 床次 德二君 理事 門司 亮君

池見 茂隆君 大泉 寛三君  
門脇勝太郎君 川本 末治君  
小玉 治行君 橋 直治君

前尾繁三郎君 鈴木 幹雄君  
藤田 義光君 立花 敏男君  
八百板 正君 大石ヨシエ君

出席國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

出席政府委員

國家地方警 谷口 寛君  
察本部次長 佐藤 達夫君  
法制意見長官 高辻 正巳君  
法務府事務官(法 高辻 正巳君  
制意見第一局長) 正巳君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君  
専門員 長橋 茂男君

六月三日

委員加藤充君辞任につき、その補欠として立花敏男君が議長の名で委員に選任された。

六月二日

医業に対する特別所得税撤廃の請願(星島二郎君紹介)(第三三七二号)

同(川崎秀二君紹介)(第三四一六号)

五大市の選挙管理委員会廃止反対に関する請願(松澤衆人君紹介)(第三四一七号)

地方自治法の一部を改正する法律案

第一類第三号

地方行政委員会議録第六十号

昭和二十七年六月三日

に關する請願(水谷長三郎君紹介)(第三四一八号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

集團示威運動等の秩序保持に關する法律案(内閣提出第二二六号)

○金光委員長

これより會議を開きます。

警察法の一部を改正する法律案及び集團示威運動等の秩序保持に關する法律案の両案を一括して議題として質疑を行います。質疑を許します。

○床次委員 昨日大臣に對してすでに質疑はあつたのであります。その機会に對して大臣より明確な御答弁を承らなかつたので、あらためてお聞きしたいのですが、警察法に關しましては、今日いろいろの問題が論議せられておるのであります。

(委員長退席、河原委員長代理着席)

すでに最近におきましては、市の警察維持に關する特別の問題も議員提案となつておりますし、また今回政府の一部改正もありますが、政府は大体警察法の將來に對しまして、いかうな見通しを持っておられるか。今回一部改正が行われましたが、しかし今回の一部改正も、將來の警察法のあるべき姿を予想しての考へじやないかと思ふのであります。單なる補足的な改正であるというふうには考へられな

い。御承知の通り今日民主的な警察を維持しようという事は、日本といつて、今後いかにこれを發展助長するかという事に關しましては、法務總裁も十分お考えだと思ふのであります。將來の警察法の改正に對する御所見を承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 まことに適切な御質問と考へます。警察問題に對してはいろいろの考へ方があるものであります。が、しかし警察を民主的に運営して行かなければならぬといふことは、これはもう國民一般の輿論である、われわれも考へておるのであります。それと同時に警察の機能をいかに有効に運営して行くかといふ面からも考へなくてはならぬ。そのうちとけると、結局は國警、自治の問題に歸着するのであります。この行き方については、いろいろの考へ方もあるものでございまして、従いまして、われわれとしても根本的にいかに警察法を改正して行くかといふことにつきましては、実はただいま各方面からいろいろ檢討を加えておりまして、まだ結論には到着してないものであります。各方面の十分な御意見を承り、またわれわれの構想もまとめて、そうして將來万端なきを期したい、こういうふうには考へております。

○床次委員 今回の改正の趣旨におきましては、警察行政に關する内閣の責任を明らかにするところに、主眼を置いておられるようでありますが、内閣

の責任を明らかにするといふことは、ここに書いてありますように、政府が最終の責任者であるといふことは当然であります。今回はいわゆる任命制を採用して、内閣の責任を明らかにするといふのが、具体的考へ方のようです。もう一つは指示権、この二つの建前をとつておられるのであります。今回この改正によつて、内閣が警察の行政並びに運営管理、この兩者を國警長官を通じて行かうかのように見えるのであります。さうに解釈してよろしうございませうか。

○木村國務大臣 國警長官に關しましては、これは運営管理とまでは行かないのであります。しかし御承知の通り、現況から考へまして、國家の治安確保上、總理大臣に對して必要ありと認められた場合に、それはいわゆる國家治安について、ぜひともやらなくてはならぬといふような場合の処置として、全面的に指示権を与えることが最も妥當なりと考へまして、御承知の通り第六十一條の二において國家公安委員の意見を徴して、各都道府県並びに市町村の公安委員会に對して、必要な指示を与えるという建前をとつたのであります。これは運用いかんによりまして、十分に警察能力を發揮し得ること、われわれは考へておるのであります。

○床次委員 ただいまの御答弁によりまして、内閣は國警長官並びに國家公安委員会を通じて、運営管理並びに行政を行はれるといふように解せられるのであります。今日の國家

公安委員會の規則、すなわち第二章第一節の關係で申しますと、國家公安委員會が直接運営管理に當るといふことは、國家公安委員會としてはないのであります。しかし今度の六十一條の二の新しい規定によりまして、國家公安委員會もある程度まで運営管理に關与するものではないかといふふうな感じがいたすのであります。さうな感じがいたすものであります。さうな感じがいたすものであります。さうな感じがいたすものであります。

○木村國務大臣 國家公安委員會は、運営管理にはタッチいたさないと思ひます。國家公安委員會の意見を徴して、總理大臣が直接の指示権を持つといふことになります。國家公安委員會は直接には運営管理に當らないといふことではあります。

○床次委員 意見を聞いて行かうという關係上、國家公安委員會は運営管理に關係しないといふお言葉のようでありますが、しかし意見を申しますにつきます。これは、やはり運営管理に對する認識を持たなければならぬし、同時に、運営管理に關する認識がなければ、ほんとうに治安は維持できないと思ひます。さうに解釈いたしますと、今日の國家公安委員會の性格が、元來行政管理だけいたすようになつております。この点は國家公安委員會としては、まつたく新しい制度だと申すことができません。さういふ考へ方は、從來の六十一條の二という考へ方は、一つの大きな例外をなしておるものでありますと同時に、原則的に申しまして、行政

管理から運営管理にこれが入つておるようには解釈されるのでありますが、指示の程度、意見を述べる程度だとおつしやいですが、意見を述べるというものは、必ずしも運営管理にないとは言えないと思ふ。むしろ運営管理を行つたらこそ、意見を述べるのだと思ひますが、この点をあらためて御返事をいただきます。

○木村国務大臣 もちろん国家公安委員会は、行政管轄だけを行つたものであります。しかしながら、国家公安委員会におきましては、全国家の警察というところについての高度の関心を持ち、また高度の知識を持たれる方でありますから、その意見を徴するということが、警察運営の面において効果的であろう、こう考へております。決して国家公安委員がみずから運営管理の任に當るわけでも何でもないのをごさいます。ただ法の建前上、行政管轄の任に當つておるだけであるのでありますから、決して直接に運営管理にタッチするようなことはない、こう考へております。

○床次委員 ただいまの御答弁に對しましては、多少私了解しかねるところがあるのですが、さらに別の点についてお尋ねしたいと思ひます。

現在の国家公安委員会あるいは都道府県の公安委員会は、それ／＼法規の定めるところに従つて活動いたしておるのではありませんか、現在の公安委員会の活動に對しまして、大臣はいかやうにお考へになつておられるか。現在の治安を維持するにつきては、公安委員会の活動が現在のような程度で満足なものであるかどうか。これを補うの

に單に任命制によつて補ひ得るか、あるいは六十一條の二によつて補ひ得るものかどうか。公安委員会そのものに對しまして、まだもつとほかにも欠点があるのではないかと考へておりますが、この点に關していかやうな御見解をお持ちにおられるか、承りたいと思ひます。

○木村国務大臣 現在の国家公安委員は、十分その機能を發揮されておると私は考へております。都道府県公安委員会並びに市町村公安委員会につきましては、いろ／＼話を聞くのでありますけれども、りつぱにその機能を發揮しておることもありますし、また十分なところもあるやに聞いております。それらの点については十分今後検討いたしまして、機能の發揮をできるようにいたしたいと考へておるわけでありませう。

○床次委員 いわゆる委員会制度は、最近日本に取入れられました新しい制度でありまして、委員会制度を上手に運用するのしかたといふことは、今後の行政の面における大きな問題であると思ひます。特に警察の公安委員会の運用につきましては、三者／＼多少任務が異なつておりますが、やはりこれがりつぱに運営をされるということ、民主政治、特に民主警察を徹底せしめる上において重要な問題であります。この点に關して、いろいろ御意見もおありじやないかと思ひますが、この点に關して、いかに期待されたやうな活動をするやうに考へておられるか、承りたいと思ひます。

○木村国務大臣 今の御答弁に對しましては、多少私了解しかねるところがあるのですが、さらに別の点についてお尋ねしたいと思ひます。

だと思ふのであります。多少研究中のこともありますが、どうも研究中のうといふ点を考へておられるか、この際大臣の御所見を伺えれば、非常にけっこうと存じます。

○木村国務大臣 実は公安委員のうちにも、公安委員は廢したらいじやないかといふやうな極端な議論をされておる人もあるのではありません。また政令諮問委員、これは政府の機關でも何でもありませんが、それらの委員の大多数の者も、公安委員といふものは廢したらいじやないかといふ意見を立てられておる事実もあるのではありません。しかし、われ／＼としては、今ただちに公安委員会を廢止するといふことは考へていないのであります。どこまでも公安委員会という制度は、このままに置いて、これをいかにうまく運用させるかといふことについて十分の考慮をいたしたい、こう考へております。

○床次委員 なお六十一條の二につきまして、總理大臣が指示をいたします場合に、特に必要ありと認める場合におきまして、指示権の發動を認めるのであります。この特に必要ありと認める場合が非常に範圍が広いのではなからうか。これにおきまして今日公安委員の活動を考へておられるのではないかと考へておられますか。發動せられる場合を御説明いたしたいと思ひます。

○木村国務大臣 この總理大臣が指示権を行使するといふ状態は、相当高度に社会の秩序が乱れた場合を予想しておるのであります。慎重にその指示を

すべきは當然だろうと考へております。従ひまして特に国家治安の維持のために必要なことをさすのであります。その場合におきまして、国家公安委員会の意見を聞いて、はたして必要であるかどうかといふことまで検討いたしたい、こう考へておるわけでありませう。

○床次委員 ただいまの御答弁におきまして、大体従来の公安委員会はそれぞれ所期の目的通り活動しておる、大體政府の予期しておられるところの警察行政に遺憾なく活動しておるやうな考へのおきかと思ひますが、私どもは現在の機構から申しませんが、まだ／＼この点は足りないものが多いといふやうな考へ方を持つておるのであります。現下の社会情勢にあたりましては、もう少し警察が国民の期待に沿うやうに、活動できないものだらうかといふ氣持をもつて、警察法の改正に実は當つておるわけで、政府の方におきまして、足りないところを對しまし、できる限りこれを補充する立場において、いろ／＼と御見解を述べていただきたいといふことを、私もども期待しております。それによつてさうに改正を行つても、しかるべきことと考へておられるわけでありませう。はたして今回政府がこの程度の改正によりまして、十分治安維持の目的を達するかどうかといふことに対しては、非常にこの点懸念なきを得ないのであります。その反面におきまして、政府がいかにその任命制といふところにおいて、強力にその欠陥を補つておるんじやないかといふ推測をいたすこととなるわけでありませう。政府は任命しておきま

す。従ひまして特に国家治安の維持のために必要なことをさすのであります。その場合におきまして、国家公安委員会の意見を聞いて、はたして必要であるかどうかといふことまで検討いたしたい、こう考へておるわけでありませう。

○床次委員 ただいまの御答弁におきまして、大体従来の公安委員会はそれぞれ所期の目的通り活動しておる、大體政府の予期しておられるところの警察行政に遺憾なく活動しておるやうな考へのおきかと思ひますが、私どもは現在の機構から申しませんが、まだ／＼この点は足りないものが多いといふやうな考へ方を持つておるのであります。現下の社会情勢にあたりましては、もう少し警察が国民の期待に沿うやうに、活動できないものだらうかといふ氣持をもつて、警察法の改正に実は當つておるわけで、政府の方におきまして、足りないところを對しまし、できる限りこれを補充する立場において、いろ／＼と御見解を述べていただきたいといふことを、私もども期待しております。それによつてさうに改正を行つても、しかるべきことと考へておられるわけでありませう。はたして今回政府がこの程度の改正によりまして、十分治安維持の目的を達するかどうかといふことに対しては、非常にこの点懸念なきを得ないのであります。その反面におきまして、政府がいかにその任命制といふところにおいて、強力にその欠陥を補つておるんじやないかといふ推測をいたすこととなるわけでありませう。政府は任命しておきま

安が維持できるというふうにお考への上です。私どもは單に任命だけではほんとうでない、まだ現在の警察制度におきましては、いろ／＼ほかにも欠陥がある。ことに公安委員会におきまして、充実に要するのではないかと考へておられるのであります。政府が任命制に重点を置く、さらに指示権について重点を置くといふところに、きつめて制衡されたいものを持つてゐるというものが、私の考へ方なのであります。従つて政府が任命制といふことに對しまして、どれだけ責任をとられるか。政府は最終の責任を明らかにせずにおいて、今度の制度を改正されたのであります。治安が乱れたときに、任命したところの長官といふものに對して責任を負わせる、あるいは總監に責任を負わせるといふところでもつて、一應政府の責任が切れるといふやうなことになるのではないかと考へておられるのであります。

○木村国務大臣 今の御答弁に對しましては、多少私了解しかねるところがあるのですが、さらに別の点についてお尋ねしたいと思ひます。

○床次委員 いわゆる委員会制度は、最近日本に取入れられました新しい制度でありまして、委員会制度を上手に運用するのしかたといふことは、今後の行政の面における大きな問題であると思ひます。特に警察の公安委員会の運用につきましては、三者／＼多少任務が異なつておりますが、やはりこれがりつぱに運営をされるということ、民主政治、特に民主警察を徹底せしめる上において重要な問題であります。この点に關して、いろいろ御意見もおありじやないかと思ひますが、この点に關して、いかに期待されたやうな活動をするやうに考へておられるか、承りたいと思ひます。

○木村国務大臣 この總理大臣が指示権を行使するといふ状態は、相当高度に社会の秩序が乱れた場合を予想しておるのであります。慎重にその指示を

のつながりが政府になくても当然政府は最終の責任者という立場におきまして、責任はとれるものであります。しかもそれ／＼関係機関と適当に連絡することによつて、治安の維持は行われるのだらうと思ひますが、この点に關して、政府は法文において、いわゆる任命制のごときつながりを持たないから、責任が負えないのだという上うなお考え方があれば、たいへんな間違ひだらうと思ひますが、この点に關する大臣の御意見を伺いた

い。  
○木村國務大臣 メーデーの話が出ましたが、メーデーのときにおきましては、われ／＼といたしましては、あの際に總理大臣が一種の指示権を行使できるような立場であれば、もう少し事を十分に運び得たであらうとわれ／＼は考へておるのであります。あの場合に警視總監に対して任命権を有し、それと同時に指示権を持つておれば、十分なる警察の活動はされたものと私は考へておるのであります。いかんせんあの場合については總理大臣は何らの指示権もなく、また一面においてその警察力を行使すべき總監に対して、何らの任免権を持つていないといふところに、一つの大きな欠陥があつたのじやなからうか、こう考へておるのであります。

○床次委員 ただいまのお言葉によりまして、私もはなはだ意外に思ひますが、政府は最終の責任というものを政治において持つておる。この政治的責任を果すためには、現在の法のもとにおきましても遺憾ない措置がとれるのではないか、連絡、情報の交換あるいは意見の交換等は自由であ

りますので、正式に指示権がなくとも行えるものがあるのではないかと。政府の考へておられるところ、他の機関が考へておられるところ、意見の一致が見られなかつた場合におきましても、判断を誤つた機関が責任をとるのは当然だらうと思ひますが、過般の情勢におきまして、大體政府その他関係各警察におきましては、判断の一致を見ておつたように何つておるのであります。そうしなければ特に事新しく指示権あるいは任命権といふ問題も必要ないと思ひますが、この点も、

政府は規定にない責任を負えない、規定にあれば初めて責任を持てるという考へ方は、これはいゝゆる形式的な責任論でありまして政治的な責任というものは考へておられない思想だと思ひるのであります。これはほんとうの責任ではない。やはり政治責任を要せまして行政責任といふものが、ほんとうに全うし得るのではないかと思ひるのであります。この点は大臣の御意見をもう一回伺ひたい。

○木村國務大臣 われ／＼といたしましては、事實上においてもまた形式上においても、政府は政治責任をとり得る建前をとりたのであります。申すまでもなく、いろ／＼の面において、連絡調整をうまくとつて行けば、形式的においてはさうな指示権を与えなくてもいいんじやないか、あるいは任命権を總理大臣が持たなくてもいいんじやないかという御議論も出ますが、これは事實の面についてのことでありまして、事實と形式がうまく一致いたすところに、政治の運用がうまく行くことわれ／＼は考へておるのであります。

す。形式的におきましても、政府が責任をとり得るような態勢を整えなければ、實際の面においても不都合を生ずる場合が往々あると、われ／＼は考へております。

○床次委員 政府が十分な責任をとり得ないといふ場合、すなわち現在の責任担当機関が十分だといふことを裏書きしておられるのではないかと。これは結局現在の公安委員会あるいはその他の機関における不備があるといふ点にもお考えがあるわけだと思つております。これが單に政府との連絡によつて補ひ得るものであるかといふことは疑問でありまして、やはり公安委員会その他における本質的な欠陥というものを、お考えになつておるんじやないかというように受取るのであります。その点はさう考へてよろしうござい

○木村國務大臣 現在の公安委員に対して、別段われ／＼はどのようの申すのではありませんが、公安委員会に対して指示権を持ちますと、その間の關係が、いざという場合に十分なる連絡がとれまして、警察の機能は十分に發揮し得るものと、われ／＼は考へておるのであります。

○床次委員 警察の行使が國家の權力の行使という形にならない、でき得る限り民主警察を維持するといふ意味におきまして、總理大臣の指示権はむしろできる限り限られた方がいゝと思ひるのであります。先ほども高度の社会秩序の維持の乱れた場合におきまして第六十二條を發動するといふお話でありましたが、しからばこれをもう少し具体的に示されることが、國民に対して警察國家の概念を与えずに済むと

思ひのであります。この点に關しましては、かように制限的と申しますか、指示権の發動せられる場合を明顯ならしめておく方が警察運営のためによろしい、民主警察を維持する建前上いゝのではないかと思ひますが、具体的な表わすことに対していかう御所見を持つておられますか、伺いたいと思ひます。

○木村國務大臣 われ／＼の考へといひましては、そのときの情勢によつて種々かわつて来るのであります。特に必要ありと認めた場合といふことでしほつて行けばさしつかえない、こゝ考へております。情勢が變化いたすのであるから、それをまつ正面に、各場合を想定して規定するよりも、伸縮自在の規定を設ける方がきつめて適切妥當だと考へておるのであります。

○床次委員 權力を行使される方の立場から申しますと、伸縮、弾力性のある方が便利かと思ひますが、でき得る限り民主的な警察を維持するといふ建前を考へますと、かかる非常的なものはなるべく限られておる方がよろしいと思ひのであります。しかし本来の治安維持、國家の重大時期にあたりまして、十分な治安管理ができないうことがあつたのでは困るからある程度まで指示を行使しようといふことも一応わかるのであります。その点はもう少し具体的な例を考へていただいたらどうか。大體政府当局はどいう場合に發動されるか。先ほど非常に抽象的なお言葉がありました。が、もう少しこれを具体的に御説明をいただきますれば、けつこうだと思ひます。高度の社会秩序の乱れた場合といひるもの、またこれに對処すること

必要とする事件といふのはどういふうなものかを考へておられますか。これは係官の方でよいのですが、ひとつ具体的な例を御説明願ひたいと思ひます。

○谷口政府委員 便宜 私からお答え申し上げます。六十一條の二によります内閣總理大臣の指示は、法文の文句をいたしにしては、特に必要があることと認めたときは、公安維持上必要な事項について指示をすることができ、かように規定いたしておりますが、その運用の真意につきましては、先ほど來法務總裁からお答えになりました通りであります。すなわち國全体の治安に關係するがごとき場合に、この指示を活用する考へ方でありまして、いかなる場合にもこの指示を用いるといふうな広い考へ方は持つていないわけでありまして。ただ治安維持上の必要な事項についての指示でありまして、さういふ場合に指示をするといふ場合も出て参ります。あるいは事前にある程度先を見越しながら、ある具体的な治安目標に対して、全國的な指示をするような場合も予定しております。で、法文の體裁をいたしましては、さうな文字になつて現われたわけでありまして。その精神から申しまして、總理大臣の指示を必要とする場合といたしております。ただいま一応の予定を立てておりますものは、大體次のようなものであります。すなわち大規模の災害が発生いたしまして、そのために当該地方の民心に不安のある場合、たとえば過去の例をもつて申し上げますならば、福井の震災でありますとか、あるいは鳥取の火災でありますとか、ある

いはキティ台風でありますとかいいうような大規模の災害が発生いたしまして、そのために当該地方の民心に相当不安があるような場合には、総理大臣の指示がなされ得るものと考へてゐるのであります。

第二の場合は、一地方以上の静穏を害するおそれがある騒乱が生じ、または生ずべき危険のある場合、たとえば過去の事例を申し上げますならば、五・一におきます暴徒前事件でありますとか、あるいはさらにさかのぼつて福島県の平事件でありますとかいふ一地方以上の静穏を害するおそれのある騒乱が生じたり、または生ずべき危険のある場合に、この指示が運用されるものであらうと考へておるのであります。

第三の場合は、国家的な重大事案または国内全般に關係または影響がある治安上重大なる事案にかかる場合に、この指示がなされ得るものと考へておるのであります。国家的重大事案とはいふ／＼ございませうが、たとえば外国との關係において、大きな国家的重大事案が起るようなことも想定されると思ひます。それから国内全般に關係のある事件と申しますれば、たとえば現在行われております重要な全国的に關係のある刑事事案についての捜査というふうなものが考へ得ると思ひます。また国内全般に影響のある事案とは、過去の事例等で申し上げますれば、下山事件あるいは白鳥事件というふうなものは、全般に關係は持ちませうが、大きく影響があるものと考へておるのであります。

以上のような場合に、この指示が予定せられるのであります、従ひまして、

て、包括的に最後に締めくくりを申し上げますならば、非常に局限された全体的な影響のある問題について、しかも運営管理に關連した事項について指示がなされ得る、かように理解をいたしておるような次第でございます。

○河原委員代理 藤田義光君。

○藤田委員 木村法務総裁は法務総裁になられます前に、吉田総理のスタッフとして法令を長らく研究されておりましたが、現在警察が二本化されて、これは能率上非常にいい、何とか自治警と国警と一本化することによつて、法務総裁の改令諮問委員当時の意見を一貫させるといふようなお氣持があらうか、どうですか、この際お伺ひしたいと思ひます。

○木村國務大臣 今藤田委員のお言葉でありましたが、この改令諮問委員会の一委員をやつておりましたそのときに、やはり国家公安委員を現在でもやつておられます人から、いふ／＼意見が出たのであります。委員会の結論といたしましては、これは国家公安委員の会ばかりでなく、この委員会制度というものを再検討する必要があるじやないか。これはアメリカでは從來からあるものであります、アメリカの例にならつてこの委員会というものを多く設けられたのであります、アメリカにおいて今も多少批判的になつておる。従つてこの委員会制度というものを、もう一応検討する必要があるのじやないかというふうな議論が出たのは事実であります。そこでこの警察の問題についてであります、この警察の運営においても、委員会制度というものは、一体どうであらうかという議論が出まして、いふ／＼実情も調査した

結果、一応委員会制度というものは、廃止すべきだという意見が出たのであります。しかし私が当局としてさらに検討いたしますと、とにかく一応民主的になつたかような警察制度を、今ただちにこれを一つにまとめるということは、あまりに権力集中の弊に陥るおそれがあるのじやないか、やはりこの民主国家の建前だけは維持して行つて、そしてその下に警察運営を高度に發揮させるという仕組みをひとつ考へたらどうかということから出発いたしまして、いふ／＼検討の結果、とりあえず今提案して御審議を願つておりますような警察法の一部改正ということになつたのであります。

○藤田委員 二十三の行政委員会を廃止するといふ方向をやつたやうであります、私はこの警察の問題を取上げる際に一番論議されるのは、能率とイデオロギーをどういふふうに調整するかといふことが、非常に問題だらうと思ひます。しかし現在の国家警察と自治警察を一本化しましても、イデオロギイ的に何ら支障ない方法もあるのじやないかと思ひますが、この点に關しましてたとえば国家警察一本にあらざるして自治警察一本という方法もあるだらうと思ひますが、この点に關しましてはどういふお考えでございますか。

○木村國務大臣 ただいまの私の考え方としては、やはり国家警察と自治警察とを併置いたしまして、その間の連絡調整をうまくとつて行くことによつて、警察の運営というものはまかない得るのじやないか、こう考へておるのであります。

○藤田委員 国家公安委員制度を非常に尊重される御答弁がございましたが、

現在の国家公安委員の最大の権限は行政管理である。行政管理中心は予算と人事と組織である。これはもう常識でございますが、そのうちの最も重要な人事権が、今回實質上剝奪される。そうなりますと、公安委員というものの存立価値は半減する。むしろ人事を奪われた公安委員というものは、存立の意義をなさぬわけでありまして、この点に關しまして、私は今回の改正というものはどうも隔靴掻痒の感がある。思ひ切つてどちらかにはつきりさせたらどうかのじやないか。この点はどういふお考えでありますか。

○木村國務大臣 今藤田委員の仰せになりましたことは、有力なる御議論だと考へております。しかし国家公安委員におきましても、人事権以外において他の行政管理局の面を十分持つておるのであります。いふ／＼この指示権を行使する場合におきましても、まず国家公安委員の意見を徴して、要するに国家公安委員を尊重いたしまして、その多分の経験と抱負を生かしたい、こう考へておるのであります。

○藤田委員 今回の改正によるいふゆる任命と指示によりまして、警察の最も重要なチェック・アンド・バランスという点に關しまして野放図になつた。総理大臣がほとんど生殺与奪の権を握つてしまつたといふような見方も出て来るわけですね。それで政党政治の今日におきまして、公正ならざる総理大臣の任命、指示に關しまして、何らここにチェックする方法なり機關があらません木村さんのごとき人格高潔な方がその衝に當つておられる間は大丈夫でしょうが、もし万一方利党路でこゝろ指示あるいは任命といふやう

なもの發動するようになりますと、非常に危険な結果を招来するのじやないかといふふうに考へておりますが、この点はどういふ方法によつて、その危険を一掃される所存でございますか、お伺ひしたいと思ひます。

○木村國務大臣 その点につきまして、私は、私はこう考へております。従来警察権の濫用と申しませうか、弊害のあつた点は、主として行政警察にあつたのじやないかと思ひます。今度の指示権は、まづた行政警察にはタッチいたしてないものであります、国家の治安維持上最も必要な場合を想定いたしまして、さうな場合に對処すべくこの指示権を与えておるのでありますので、その点の御心配はなからうかと考へております。いふ／＼国会において十分監視をされるわけでありまして、御懸念の点はないと考へております。

○藤田委員 総裁は政党的に無所属でありますから、さういふ御答弁も出ると思ひますが、実は現に今回の改正をめぐりまして、国家警察の末端におきましては、政府の最高責任者が人事権を握る。それで与党代議士の来るべき総選挙には、なるべく有利な法の運営をやらうといふやうなことを、公然と發表しておるやうな不謹慎な者もございします。これはよほど注意しないといふ危険があると思ひます。ましてや、きつたが、警察法の第四條の「総理大臣の所轄の下に」といふ言葉を使ひまして、所轄とは所管である。総理大臣が所管して国家公安委員会が存在しておるとすれば、この規定の所轄をう

まく運用すれば、指示とかあるいは任命というような誤解を起しやうい改正をやらぬでも済んだのじやないか。この所管、所轄の範囲、あるいはこの文字を使われした根拠、こういうものをもう一回お聞きしておきたいと思ひます。

○佐藤(逋)政府委員 私から一応お答え申し上げます。昨日申しましたように、所轄という意味は指揮権を含んでおらないということから、ただいまのお話は、おそらくむしろその公安委員会に対して総理が指示権を持つというような形にしたらどうかという御趣旨のようによ申したものであります。これはきのうも申し上げました通り、この關係を解決する方法としてはいろいろも考えられます。ただこの案では、国警長官の任免権を総理大臣が持つのでありますけれども、その国警長官が仕事をやつて行くについては、だれの指揮を受けてやつて行くかと申しますとこれは公安委員会の指揮を受けて仕事をやるわけです。仕事の実行につきましては、総理大臣の指揮は受けないわけですから、そこでお話しに出ましたように、かりにそれでは公安委員会の方へ総理大臣が指示を加えるということになりますと、今度は職務の執行のほうも公安委員会を通じて入つて来るという面が、一応出て来る。比べてみてどうぢやないかという問題になるだらうと思ひます。私どもとしては、むしろ仕事のひとつの指図は公安委員会にお願いするという方で行つた方が、まだ無難ではあるまいかというところで、きのうそれをもつて足る

というような言葉を使ひましたのは実はそういう趣旨で申し上げておつたのであります。

○藤田委員 実は今度の一部改正の提案理由の説明の中で、国内治安については、政府が最終責任者であるから、それに伴う改正をやつたということと言われております。この論法から行きますと、すべての行政責任は政府が全部背負つて行きますと、ほかの幾多の法律を改正しなくてはならぬという結果になると思ひます。佐藤さんのただいまの御答弁は一応了承いたしました。私が、私は国内治安の最高責任は、政府が背負うということ、警察法の第四條のいわゆる所轄という表現によつて、全部盡されておると思ひます。これ以上何も、せつかく民主警察をつくりまして、非常な退歩であるという国民の声を聞きながら、こういう無理な改正をする必要はないのじやないか。ましてや民主的權威の組織を確立するといふ警察法の前書きの精神が、無視されたのではないかとすら言われておりますが、私たちはこの点に關しましては将来相当大きな問題を生ずるのではないかとこのことをおそれおるのでございます。この際お伺ひいたしたいことは、今回の国会で審議されております保安庁法案と警察法の改正法案を見ましても何ら両者の連絡調整といひますか、こういうことに関する規定がございせん。従来ボツダムの政令時代の警察予備隊令第一條には、国警と自治警を補充するために警察予備隊を置くという規定がございましたが、今回はこういう規定は全然ございせん。現実には非常事態は国家非常

事態よりも範囲が広いという、きのうの門司委員の質問に対する御答弁でございました。両者が重複して出動いたしました場合に、いかにして両者の調整をやるかということ、非常に問題じやないかと思ひます。アメリカの駐留軍と保安隊の調整に關しまして、おそらく今後合同委員会、非常に問題になると思ひます。かんの国内治安の両主力に対する連絡調整の規定を欠いておられますが、これはどういふ關係でございすか。この際お伺ひしておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 保安隊が出動した場合と、警察が出動した場合のその連絡調整、これはその任に當る者が實際において十分な話し合ひの上でつて行かれること、われ／＼は考えておるのであります。別に駐留軍のような合同委員会というものをつくらなくとも十分な連絡はできるかと考えております。いわんや保安庁法六十七條にその間の規定があるのでありますから十分に連絡調整はとり得るものと存じます。

○藤田委員 その都度両者の話し合ひによつてという御答弁でございしますが、実は過般のメーデー事件等にかんがみまして、なか／＼国警と自治警の連絡調整がうまく行かぬから、今回の改正をしたのだという御答弁になつております。その御答弁から見ますと、当然近い将来に、また警察法あるいは保安庁法の改正ということをお伺ひされてはいる御答弁と解釈してよろしうございすかどうか。

○木村國務大臣 警察法の根本的の問題につきましては、ただいま成果を何

も得ていないのであります。いろいろの観点から検討いたしました、今後どうあるべきかということについての具體的の対策は、いづれ立てたいとは思ひております。しかしどこまでも民主的に警察は運営されなければならぬ。従ひまして私は現在の建前をくずさない程度において、いかにあるべきかということについて検討を加えたい。この案でございす。

○藤田委員 現在警察権を持つておるものが、国警、自治警あるいは予備隊の關係を除きまして、九万五千おるといふことは、私しば／＼申し述べたところでございます。これらの警察権を持つてる官吏、たとえば厚生省所管の麻薬取締官、こういうものを今後整理する方針がございすかどうですか。国警自治警といふものの連絡調整を強化いたしまして、こういうものはなるべく縮小して行くという方向であるべきでございすが、この点に關する法務總裁の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 ただいまの藤田委員の御意見、ごもつとも考えております。その点については十分検討を加えたいと考えております。

○藤田委員 国警と自治警との連絡調整を完成するための一本化の問題は、はつきりした御答弁はございせんが、先般の予算分科会の際の私の質問に對しまして、法務總裁は首都警察といふものは十分研究するといふことを言われております。私は今回の改正、任命の問題の一つの重点であります警視廳の問題に關連いたしまして、むしろこの際東京の治安の特殊性にかんがみまして、何とか早く首都警察を一挙につくつてしまつた方がよいのではな

いか。これはイデオロギーの問題も何ら支障がないと思ひます。この点についてひとつ率直な御答弁をお聞きしておきたい。

○木村國務大臣 私しば／＼申し上げましたように、東京都といふものは文化の中心であり、経済の中心であり、政治の中心である。ことに今後は外国の使臣がたゞここに駐在するのでありますから、これに對して国家が十分に警察力を行使できるような建前をとるといふ考え方は、私はきわめて妥当であると考えております。そこでまずこの法案におきまして、内閣総理大臣が指示権を持つようになりまして、その間の運営といふものは、相当高度に發揮できるのではないかとと思ひます。

○藤田委員 任命の場合におきまして国家公安委員の意見を聞かなければならないという規定がございすが、国家公安委員が総理大臣の意見に賛成しなかつた場合は、どういふ処置をされるつもりでありますか。

○木村國務大臣 法規の建前といたしましては、意見が不一致でありますれば、むしろ国家公安委員の反対ありといへども、総理大臣はこれは任命するといふことはできるものであります。しかし實際の運営の面におきましては、国家公安委員会と十分な話し合ひをつけて、円滑に事を運ぶということが私は可能であらうと思ひます。ことに国家公安委員は国会の承認を得まして、総理大臣が任命いたすのでありますからその間の調整において私は十分行けると思ひております。

○藤田委員 ただいまの御答弁は、警

顧慮の任命に關しても同様に解釈してよろしうございますか。

○木村國務大臣 そうでございます。

○藤田委員 そういたしますと、この任命の規定によりまして、まったく生殺与奪の権を総理大臣が握つてしまふという結果になるわけでございます。これは一片の死文、徒法になるわけでございますが、あえてこの規定を入れた理由は、民主警察の体裁を整えようというふうなことでございまして、實際上意見を聞いて反対ならば、総理大臣の方針通りに押し切るということならば、むしろこの際こういう規定は削除した方がすつきりするのじやないかと思ひますが、どういふ理由であえてこういう規定を挿入されましたか。その点はおそらくこの人事の問題に關しましては、ことごとく公安委員会と総理大臣の意見が衝突するのではないかというところも予想されますから、もう一回伺ひしとおきま

す。

昭和二十七年六月十三日印刷

題である。この二つの管理を総理大臣が掌握してしまへば、私は委員会制度の妙味は全然ないと思ひます。従いまして木村さんが在野時代に提唱された行政委員会の廃止、この際この政治的信念をそのまま貫かれた方がすつきりしたのじやないか、私は木村さんの性格を多少知つておりますから、この際齒に衣を着せずにこの点は御容れ願ひたい。私たちは日本共産党八幹部の行方不明事件等だけでなくして、現在の警察の二分制の体制では、これはレーニンの革命方式たる、合力をもつて分力を破砕する、わかれた力を合せて力で破砕するという作戦にそのまゝ乗つてしまふ。ですから方向としましては、民主警察の体裁をとりながら、一本化の方向に行くことを、この際大胆にひとつ表明されてけつこうじやないかと思ひますが、その点どうですか。

○木村國務大臣 私前に申し上げましたように、やはりせつかく民主的の警察制度が確立されたのでありますからその建前は十分これを保持いたしまして、そのもとにおいて十分に警察の機能を發揮できるようにすることが、一番妥當な方法じやないか、こう考えております。そして総理大臣が国家公安委員会の意見を徴しまして、特に必要ありと認めたときには、公安上必要な事項について指示ができる。この指示権を円満に行使することに、十分なる機能は發揮し得るものと考えております。

○藤田委員 私たちは實際占領中に、総司令部のケイデイスとか、あるいはブリアンとか、日本の軍人としても大體中流以下の軍人のアドウアイスで立案いたしました警察法、これは全然国情に沿つておられませんか。ましてや国家警察をナショナル・ルールのポリスというように表現いたしておりますが、ナショナルということがあるために、非常な誤解を生んでおります。實際はいなか警察である、こういう点からしまして、いなか警察というものは自治警察に一本化して、警察の能率を上げる、そういうことが民主政治を發展させる治安維持という重要な問題を解決する、一番強い道じやないかというふうに考えております。私たちの警察法に対する気持を發表しないで、誘導尋問をしておられるじやないかという気持があるかもしれませんが、實際私たちは警察の能率化、しかもイデオロギーを尊重しながら、一本化することが非常に焦眉の急ではないかというふうに考えておりますが、大臣は公安委員会に非常な執着を持つておられます。執着をもちながら、今度の改正においては骨抜きな制度にされておる、こういう点のはつきりしないのでございしますが、先ほど床次委員の質問に對しまして、公安委員会の中にも廃止論者がある、「今ただちに」という非常に意味深すべき御答弁がありました。今ただちに廃止する気持はないということを言われまして、この「今ただちに」ということは自分の間というふうに、私は解釈いたしております。將來は、公安委員の中にもある公安委員会の廃止に關しまして、相當具体性があるというふうに解釈してよろしうございますか、どうですか。

○木村國務大臣 將來のことは予測できないのでありますから、私はそういう意見を持つておる者が公安委員会中にもあるということを申し上げまして、それは十分な検討を加へるべきだ、こう考えております。

なお今藤田君が仰せになりました自治警察一本にしたかどうかという御意見であります。私は最近の情勢を見ますと、市町村の自治警察を廃止して、国家警察に編入する傾向がずいぶんあるのであります。それからもう一つは、いかにも日本の市町村の財政が窮乏しておるものであります。實際において自治警察を維持して行くことが、將來可能であるかどうかといふことも十分考慮しなくてはいいけない、こう考えております。なか／＼この警察制度といふことはむづかしいのであります。御説のように現在の警察法といふものは実に難解で、われわれにもふに落ちないようなところが幾多あるのであります。私は来るべき時期において十分に再検討をする必要があるのではないかと考えております。

○河原委員代理 ちよつとこの際申し上げます。木村法務総裁は、一時にどうしても行かれないばならない御用事がございます。それまでに食食をせられるということでありまして、一旦休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十七年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所